

## はじめに

この計画は、南部町が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、南部町にいるすべての人を保護するためのものです。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

南部町では、この計画を基本にして、有事等の際住民を保護するための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）に努めるとともに、今後この計画自体についても広く住民の皆さんの意見を聴き、随時必要な検証、見直しを行います。

住民の皆さんには、この計画と南部町の国民保護について平素からのご理解と自主的なご協力をお願いいたします。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争を肯定するものではありません。戦争はあってはならないこと、戦争を防ぐため最大限努力することは当然です。

南部町は、恒久の平和を願い、国際交流などを通じて相互の理解を深めるよう努めるとともに、万一有事が発生したときのことを考えて、住民の安全と基本的人権を最大限確保するため国民保護に取り組むものです。この計画が実際に使われるような事態がこれからも決してないことを祈ります。

平成19年 4月

鳥取県南部町長 坂本 昭文

この計画について、ご意見、ご質問などがあるときは、下記宛先までご連絡ください。

南部町総務課

〒683-0351（南部町法勝寺377-1）

電話 （0859）66-3112

ファクシミリ （0859）66-4426

電子メール soumu@town.nanbu.tottori.jp